

半田市子どもの学習・生活支援事業（常設）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、半田市がこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき実施する半田市子どもの学習・生活支援事業（常設）（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（事業目的）

第2条 本事業は、貧困の連鎖を防止するため、要保護者の世帯（生活保護受給世帯）及び準要保護者の世帯（児童扶養手当受給世帯、市民税等非課税世帯等）の中学生を対象に、学習及び生活の支援を実施することにより、教育の機会均等を図り、子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身に付けることを目的とする。

（実施主体）

第3条 本事業は、半田市が事業を適切に実施できる法人（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとし、その委託に関する事務及び受託者との連絡調整等は半田市こども育成課（以下、「市」は「こども育成課」を指すものとする。）で行う。

（事業内容）

第4条 本事業は、以下の各号に掲げる支援を実施するものとする。

（1）学習支援

学校の勉強の復習や宿題の習慣づけ、学力向上を目的とした学習支援を行う。また、進路相談に応じるとともに、進学等に関する情報提供等を行う。

（2）生活支援

子どもの適正な日常生活習慣の形成や社会性の育成を図ることを目的に、子どもが安心して通える、学習可能な居場所の提供や、市と連携した相談支援・各種支援策の情報提供を行う。また、他の利用者との協調性やコミュニケーション力を育むとともに、子どもが楽しく利用できるよう、年1回以上、季節のイベント行事やレクリエーション等の活動を行う。

（3）その他の支援

半田市長が必要と認める事業を行う。

2 受託者は本事業を実施するにあたり、子どもが相談しやすい人員の配置や受託者と子どもとの信頼関係が築きやすい工夫を行うものとする。

（対象、会場及び定員）

第5条 学習・生活支援事業の対象者、会場及び定員は、以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 対象者

本事業の対象者は、子どもと保護者の両者に利用の意思があり、かつ、以下に掲げる全ての要件を満たす中学生とする。

ア 市内中学校に在籍する者又は市内に住所を有する者

イ 半田市就学援助費事務取扱要綱（平成8年4月1日施行）第2条第1号に規定する要保護者の世帯又は同条第2号に規定する準要保護者の世帯のいずれかに属する者

(2) 会場

本事業は、半田教室、青山教室、亀崎教室の3会場で実施する。

(3) 定員

利用者の定員は、全会場合計60名とする。

(利用手続等)

第6条 利用手続等は、以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 対象者の把握・呼び掛け

市は、教育委員会や関連機関等と連携・協力して、対象者の要件を満たす子どもの把握に努めるとともに、該当する子どもとその保護者に対し、本事業の利用の呼び掛けを行う。

(2) 申込

本事業の利用を希望する子どもの保護者は、市に半田市子どもの学習・生活支援事業申込書兼同意書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を提出する。

(3) 利用の決定

本事業の利用の決定の手順については、以下のアからウまでで定めるとおりとする。

ア 市は、申込書の提出を受けると同時に、子ども及び保護者と面接を実施し、本事業の目的や支援方法等について十分な説明を行うとともに、家庭の状況や進路に対する考え方等を聞き取りの上で記録を作成し、受託者に対し申込書及び記録の写しを送付する。

イ 受託者は、市から申込書及び記録の写しを受理したときは、速やかに、当該子ども及び保護者と面談を実施する。

ウ 市は、受託者の面談実施状況等を踏まえ、利用の可否を決定し、申込みをした保護者に対し、市から半田市子どもの学習・生活支援事業利用決定・不許可通知書（様式第2号）により通知する。

(4) 利用の中止

本事業の利用の中止の手順については、以下のア、イで定めるとおりとする。

ア 利用決定後に利用の中止を希望する場合、利用資格を有する子どもの保護者は、半田市子どもの学習・生活支援事業利用辞退届（様式第3号）（以下「辞退届」という。）を市に提出する。

イ 市は、辞退届の提出を受けたときは、受託者に対し辞退届の写し、保護者に対し半田市子どもの学習・生活支援事業利用資格喪失通知書（様式第4号）（以下「喪失通知書」という。）を、それぞれ遅滞なく送付する。

（5）利用資格の取消

本事業の利用資格の取消については、以下のアからエまでで定めるとおりとする。

ア 利用者世帯が準要保護児童生徒就学援助の対象世帯でなくなった場合市は、利用者が第5条第1号で定める要件を満たさなくなったことを公簿上確認した場合は、利用資格を取り消すことができる。その場合は、利用資格を有する子どもの保護者に対し喪失通知書を送付する。

イ 利用継続の意思を確認できない場合

市は、年度末までに翌年度の利用継続の意思確認を行い、利用者から利用継続の意思がない旨の意思表示があった場合又は利用継続の意思表示がない場合は、利用資格を取り消すことができる。その場合は、利用資格を有する子どもの保護者に対し喪失通知書を送付する。

ウ その他の場合

市は、利用者が3ヶ月にわたって欠席をした場合又は受託者の指導に従わず他の利用者に迷惑をかける場合等、事業の継続に支障があると認められた場合は、利用資格を取り消すことができる。その場合は、利用資格を有する子どもの保護者に対し喪失通知書を送付する。

エ 利用資格の取消にあたっての関係機関等との調整

利用資格の取消にあたっては、市は必要に応じて子ども及び保護者、受託者、教育委員会等の関係機関の意見を聴取するものとする。

（費用負担）

第7条 本事業の利用費用は、原則無料とする。ただし、事業を利用するために必要な文房具・交通費等は、自己負担とする。また、レクリエーション参加費用は一部自己負担とすることも可能とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

半田市子どもの学習・生活支援事業 申込書兼同意書

申請日 年 月 日

半田市長 様

保護者氏名

下記のとおり、半田市子どもの学習・生活支援事業の利用を申し込みます。

記

ふりがな 生徒氏名				
生年月日・年齢	年	月	日生	(歳)
学校・学年	中学校		年生	
家族構成	氏名	続柄	生年月日	所属
住所	〒			
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 保護者携帯 <input type="checkbox"/> その他 () TEL () 連絡希望時間			
緊急連絡先 (支援時)	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> その他 () TEL ()			

教室	半田教室 ・ 青山教室 ・ 亀崎教室
----	--------------------

備考	
----	--

※裏面も記入してください。

利用の申込みにあたり、以下の同意事項をお読みいただき、
同意いただける場合は□に✓を記入のうえ、自筆で署名してください。

同 意 事 項

- この事業は、半田市が事業者に委託して実施する事業です。
- この事業の利用開始にあたっては、半田市が委託した事業者が保護者の方とお子様に面談を行います。
- この事業に参加する方の個人情報は、事業実施に必要な範囲で、関係機関と情報共有します。個人情報は、それぞれの機関で徹底して管理し、その他の目的のために使用することはありません。
- 今後の事業の参考とするため、事業実施中または実施後に、事業の効果や卒業後の進路等についてお伺いすることがあります。
- 学習・生活支援事業の参加者が複数回にわたって無断欠席をした場合、委託した事業者の指導に従わずほかの参加者に迷惑をかける場合等、事業の継続に支障があると認められた場合は、参加を取り消すことがあります。

上記の同意事項を確認し、個人情報の提供について同意します。

年 月 日

保護者氏名

(様式第2号)

令和 年 月 日

様

半田市子どもの学習・生活支援事業 利用決定・不許可通知書

半田市長

下記のとおり、令和 年 月 日付で申請がありました、半田市子どもの学習・生活支援事業を利用決定・不許可としましたので通知します。

記

利用者氏名	
利用決定・不許可日	令和 年 月 日
備考	

※参加を辞退するときには、辞退届が必要です。

※毎年年度末までに、翌年度の利用継続の意思確認を行います。

【問い合わせ先】

〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地

半田市こども育成課児童福祉担当

TEL：0569-84-0658

(様式第3号)

半田市子どもの学習・生活支援事業 利用辞退届

申請日 年 月 日

半田市長 様

保護者氏名

下記のとおり、半田市子どもの学習・生活支援事業の利用を辞退します。

記

ふりがな 生徒氏名	
学校・学年	中学校 年生
教室	半田教室 ・ 青山教室 ・ 亀崎教室
利用辞退希望日	年 月 日
辞退理由	

(様式第4号)

令和 年 月 日

様

半田市子どもの学習・生活支援事業 利用資格喪失通知書

半田市長

下記のとおり、半田市子どもの学習・生活支援事業の利用資格を喪失しましたので通知します。

記

利用者氏名	
喪失日	令和 年 月 日
喪失理由	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日付で利用辞退届が提出されたため。 <input type="checkbox"/> 準要保護児童生徒就学援助の対象世帯でなくなったため。 <input type="checkbox"/> 利用継続の意思が確認できないため。 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 喪失日から学習・生活支援事業の利用はできません。

※ 所得更正等により、再度準要保護児童生徒就学援助対象世帯になった場合には、改めて利用申請が必要です。

【問い合わせ先】

〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地

半田市こども育成課児童福祉担当

TEL：0569-84-0658